

人事院公示第9号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第3条第4項、第6条第1項及び第8条第3項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和6年3月29日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 人事院規則8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一・二 （略） <u>三 内閣官房令第2条第3号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房</u>	1 人事院規則8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一・二 （略） （新設）

令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（事務））

四 内閣官房令第2条第3号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術））

五～十一 （略）

2～7 （略）

三 内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術））

四～十 （略）

2～7 （略）

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
総務省経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
(略)	(略)	(略)
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して5年を経過した者で、平成18年1月1日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第3条に規定する公認会計士試験に合

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
(略)	(略)	(略)
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して5年を経過した者で、平成18年1月1日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第3条に規定する公認会計士試験に合

		格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの			格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの
総務省経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して7年を経過した者			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、 <u>土木</u> 、 <u>物理</u> 、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの		気象庁経験者採用試験（係長級（技術））	試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、 <u>物理</u> 、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

2 この決定による改正は、令和6年4月1日から効力を発生する。